

いばキラTVアナウンサー「茨 ひより」の利用に関する規程

（目的）

第1条 この規程は、いばキラTVアナウンサー「茨 ひより」（以下「茨 ひより」という。）のイラストの利用に関し、必要な事項を定め、もって茨城県（以下「県」という。）のPR、県産品の販路拡大及び県の産業振興等に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この規程において、「茨 ひより」とは、いばキラTVアナウンサーとして県が制作したバーチャルYouTuber（VTuber）をいう。

（権利）

第3条 イラストの利用に関する一切の権利は県に帰属する。

2 写真等の利用については、著作権法（昭和45年法律第48号）に規定する著作権の制限に該当する場合を除き、原則として承認しない。

ただし、前条に規定する目的の実現に特に効果があると認められる場合は、この限りではない。

（申請）

第4条 「茨 ひより」のイラストを利用しようとする者は、あらかじめ「いばキラTVアナウンサー『茨 ひより』利用承認申請書」（様式第1号）（以下「申請書」という。）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

ただし、次の各号のいずれかに該当し、かつ、別紙に掲げる図柄を変更、改変することなく使用する場合は、この限りでない。

(1) テレビ若しくはインターネットの番組又は新聞若しくは雑誌の紙面等の制作者が、報道目的の放送又は記事等に利用するとき。

(2) 著作権法で認められている私的利用の範囲内で利用するとき。

(3) その他、知事が適当と認めたとき。

2 「茨 ひより」を営業又は販売物に利用しようとする者は、あらかじめ知事と協議した上で、申請書を提出するものとする。

（資格要件）

第5条 「茨 ひより」のイラストを利用しようとする者は、以下の各号を全て満たすものとする。

(1) 役員等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団、暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者（以下「暴力団員等」という。）でないこと。

(2) 日本国内に所在地を有する者であること。ただし、日本国外に所在地を有するが、知事が適当と認める場合はこの限りではない。

（承認の範囲）

第6条 知事は、第4条の規定による申請があった場合、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、利用を承認するものとする。

(1) 茨城県の品位を傷つけ、又は傷つけるおそれがあると認められるとき。

(2) 茨城県の正しい理解の妨げになる、又は妨げになるおそれがあると認められるとき。

- (3) 「茨 ひより」のイメージを損なうおそれがあると認められるとき。
- (4) 法令または公序良俗に反し、又は反するおそれがあると認められるとき。
- (5) 特定の個人、法人、団体を支援、若しくは公認しているような誤解を与えるおそれがあると認められるとき。
- (6) 特定の政治的、宗教的又は思想的主張を表現したものに關する利用と認められるとき。
- (7) その他、知事が不適切と認めたとき。

(利用承認)

第7条 知事は、前条の承認をするときは、「いばキラTVアナウンサー『茨 ひより』利用承認通知書」(様式第2号)により申請者へ通知する。

2 知事は、利用を承認しない場合は、「いばキラTVアナウンサー『茨 ひより』利用不承認通知書」(様式第3号)により申請者へ通知する。

(利用期間)

第8条 利用期間は、最長3年間までとする。

(使用料)

第9条 利用料は、無料とする。

(使用上の遵守事項)

第10条 「茨 ひより」のイラストを利用する者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 承認された用途のみに使用し、知事の指示する使用条件に従うこと。
 - (2) 定められた色、形状、配色等を正しく使用すること。
 - (3) イメージを損なう展開又は、応用使用はしないこと。
 - (4) 「茨 ひより」の利用承認物件は、茨城県が食品、製造原料及びいかなる商品の安全性や製品の質などを保証するものではないことを承知し、「茨 ひより」の利用承認物件に関し、苦情が生じた場合は、利用者の責務において必要な措置を講ずること。
 - (5) イラストを使用する場合は、原則として「茨 ひより」に近接して「いばキラTVアナウンサー『茨 ひより』」又は「茨 ひより(茨城県公認VTuber)」と表記すること。
 - (6) 当該利用に係る物件の完成見本を速やかに知事に提出すること。ただし、提出が困難なものについては、その写真の提出をもって代えることができるものとする。
- 2 次の各号について、県の推奨を表すものでないことをホームページ等で明らかにするものとする。
- (1) 「茨 ひより」が掲載された商品(パッケージを含む)。
 - (2) 「茨 ひより」が掲載された商品又は印刷物等を発行した企業。
- 3 「茨 ひより」を使用する権利は、第三者に譲渡してはならない。

(承認内容の変更)

第11条 「茨 ひより」の利用承認を受けた者が、承認された内容について変更しようとするときは、あらかじめ、「いばキラTVアナウンサー『茨 ひより』利用変更承認申請書」(様式第4号)を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

2 前項の承認は、「いばキラTVアナウンサー『茨 ひより』使用変更承認通知

書」（様式第5号）をもって通知する。その際に、知事は「茨 ひより」の利用方法その他について、必要に応じ条件を付することができる。

3 知事は、利用変更を承認しない場合は、「いばキラTVアナウンサー『茨 ひより』利用不承認通知書」（様式第3号）により申請者へ通知する。

4 変更申請の承認後についても、前条の規定を遵守しなければならない。

（承認の取消し）

第12条 知事は、「茨 ひより」の利用がこの規程又は承認内容に反していると認められる場合には、その利用の差止めの請求又は必要な指示等（以下「請求等」という。）を行うことができる。その場合、利用者はその請求等に従わなければならない。

2 前項の承認の取り消しは、「いばキラTVアナウンサー『茨 ひより』利用承認取消通知書」（様式第6号）をもって通知する。

（責任の制限）

第13条 前条の規定により、「茨 ひより」の利用承認を取り消した場合、利用承認を受けた者に損害が生じても、茨城県はその責めを負わない。

2 「茨 ひより」の利用承認を受けた者が「茨 ひより」の利用によって第三者に対して損害または損失を与えた場合でも、茨城県は、損害賠償、損失補償その他法律上の責任を一切負わない。

3 茨城県は、利用承認を行ったことに起因し、利用者に生じた損失補償等について、一切の責任を負わない。

（補則）

第14条 この規程に定めるもののほか、「茨 ひより」の利用に関して必要な事項は、知事が別に定めるところによる。

付 則

この規程は、平成30年9月6日から施行する。

付 則

この規程は、令和2年3月23日から施行する。

付 則

この規程は、令和2年12月15日から施行する。

付 則

この規程は、令和7年3月31日から施行する。